

平成28年度予算の内容等について

(各款及び増減額等の説明)

【歳入】

①国民健康保険税

国民健康保険税は、個人ごとではなく世帯ごとに課税します。医療分、支援分、介護分からなり、それぞれ所得割(前年中の所得に応じて計算)、均等割(世帯内の加入者の人数に応じて計算)、平等割(1世帯当たり年間定額で計算)があります。また、制度上の大きなくくりとして、一般被保険者分(一般分)と退職被保険者分(退職分)に分かれています。

- ・医療分…医療保険の費用にあてるための国保税
- ・支援分…後期高齢者医療制度を支援するための国保税
- ・介護分…介護保険の費用にあてるための国保税(40歳から64歳までの方が対象)

国民健康保険税は、31億7,261万9千円で、前年度と比較して1億7,533万1千円(5.24%)の減となっております。これは、被保険者数の減少と低所得者に係る保険税軽減が拡充されたことに伴い、調定額が減となったものです。収納率は過去の実績に基づき算定しております。

- ・医療一般分
 収納率…現年課税分 90.5%(前年同率)、滞納繰越分 21.5%(1.5ポイント増)
 収納額…1億31万3千円の減
- ・医療退職分
 収納率…現年課税分 97.5%(前年同率)、滞納繰越分 45.0%(前年同率)
 収納額…1,640万2千円の減
- ・支援一般分
 収納率…現年課税分 90.5%(前年同率)、滞納繰越分 21.5%(1.5ポイント増)
 収納額…3,362万6千円の減
- ・支援退職分
 収納率…現年課税分 97.5%(前年同率)、滞納繰越分 45.0%(前年同率)
 収納額…536万9千円の減
- ・介護一般分
 収納率…現年課税分 90.5%(前年同率)、滞納繰越分 21.5%(1.5ポイント増)
 収納額…931万円の減
- ・介護退職分
 収納率…現年課税分 97.5%(前年同率)、滞納繰越分 45.0%(前年同率)
 収納額…1,031万1千円の減

※収納額は現年課税分+滞納繰越分

②使用料及び手数料

国民健康保険税の納税証明書の発行手数料です。

使用料及び手数料は、前年度と同額の4万5千円となっております。

③国庫支出金

保険給付費等について、国から負担割合に基づいて支出される療養給付費負担金などの国庫負担金と、財政調整交付金などの国庫補助金があります。

・療養給付費負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金(普通・特別)等

国庫支出金は48億4,467万5千円で、前年度と比較して6,714万6千円(1.41%)の増となっております。これは、一般被保険者分医療費の増に伴うものです。

④療養給付費等交付金

退職被保険者等の保険給付費等に必要な財源です。被用者保険等の各保険者が拠出し、社会保険診療報酬支払基金から交付されます。

療養給付費等交付金は7億7,605万1千円で、前年度と比較して1億118万7千円(14.99%)の増となっております。これは、退職被保険者分医療費の増に伴うものです。

⑤共同事業交付金

財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に必要な財源です。都道府県単位で実施されるもので、国保の各保険者が拠出し、国保連合会から交付されます。

・保険財政共同安定化事業

市町村間の保険料の平準化と保険財政の安定化を図るため、1円以上の全ての医療費を対象として各保険者からの拠出金を財源として交付金を交付する事業です。

・高額医療費共同事業

高額な医療費の発生による国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象として各保険者からの拠出金(国及び道が各々1/4を財政支援)を財源として交付金を交付する事業です。

共同事業交付金は44億9,844万6千円で、前年度と比較して9,120万円(2.07%)の増となっております。これは、交付対象見込額の増によるものです。

⑥前期高齢者交付金

前期高齢者(65歳以上75歳未満)の財政調整制度は、保険者間で生じている前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整する仕組みで、前期高齢者加入率の全国平均を基準として、前期高齢者加入率が全保険者平均を下回る保険者は前期高齢者納付金を納付することになり、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者は、前期高齢者交付金が交付されることとなります。

前期高齢者交付金は45億4,558万4千円で、前年度と比較して7,380万9千円(1.60%)の減となっております。これは、前期高齢者給付見込額の減及び前々年度分の精算によるものです。

⑦道支出金

都道府県調整交付金など(平成24年度は都道府県調整交付金のみ)の道補助金と、高額医療費共同事業負担金など北海道から負担割合に基づいて支出される道負担金があります。

・都道府県調整交付金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金

道支出金は10億252万7千円で、前年度と比較して1,316万1千円(1.33%)の増となっております。これは、一般被保険者分医療費の増に伴うものです。

⑧財産収入

基金の運用によって生じた利息です。生じた利息は、全額、歳出の「基金積立金」から基金に積み立てます。

財産収入は13万8千円で、ほぼ前年度どおりです。

⑨繰入金

一般会計繰入金は、国の基準に基づくもの(法定繰入)と市の独自基準に基づくもの(法定外繰入)があり、これらの基準に基づいてさまざまな経費について繰入を行っています。法定外繰入は一般会計と国保会計の間でルールを設け、そのルールに基づいて行っています。

・保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金等

基金繰入金は、国民健康保険事業基金を取り崩すものです。

繰入金は19億2,209万6千円で、前年度と比較して1億3,190万2千円(7.37%)の増となっております。一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金(保険者支援分)等の増により9,647万円の増となっております。また、財源不足による基金繰入金は3,543万2千円の増となっております。

⑩諸収入

国保税の支払いが滞ったために生じる延滞金や、第三者行為納付金及び医療費不正請求に係る返納金等があります。

諸収入は1,366万9千円で、ほぼ前年度どおりです。

【歳出】

①総務費

国民健康保険事業の管理運営に係る全般的な経費で、事業管理運営経費、徴税経費、収納率向上・医療費適正化経費、運営協議会経費などがあります。

・職員給与・手当、消耗品、印刷製本費、車両燃料代、郵便料、手数料、機器リース料、委託料等

総務費は3億8,985万5千円で、前年度と比較して2,075万4千円(5.05%)の減となっております。これは、システム改修経費等の減によるものです。

②保険給付費

療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などがあります。

保険給付費は127億7,372万4千円で、前年度と比較して2億7,518万8千円(2.20%)の増となっております。これは、1件当たりの給付費額の増に伴うものです。

③後期高齢者支援金

後期高齢者(75歳以上)医療制度の医療費は、自己負担のほか、国や市町村の負担金、現役世代からの支援金、後期高齢者の方の保険料でまかなわれることになっています。このうち、国や市町村の公費負担が約5割、後期高齢者の方の保険料約1割で、残りの約4割を現役世代が後期高齢者支援金として負担しています。

後期高齢者支援金は20億5,272万円で、前年度と比較して9,286万7千円(4.33%)の減となっております。これは、被保険者数の減少と前々年度分の精算によるものです。

④前期高齢者納付金

制度の概要は歳入の「前期高齢者交付金」に記載しています。本市は、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者のため前期高齢者交付金が交付されていますが、負担調整分として前期高齢者納付金を納付しています。

前期高齢者納付金は103万4千円で、ほぼ前年度どおりです。

⑤老人保健拠出金

老人保健制度は平成20年3月をもって廃止（精算分は平成22年度まで）され、後期高齢者医療制度に移行しましたが、過誤調整等により支払いが遅れるものがあることから、事務費に係る拠出金は継続して支出しております。老人保健制度において、医療費は自己負担金のほか、国や市町村の公費負担、保険者からの拠出金で賄われていました。

老人保健拠出金は6万1千円で、ほぼ前年度どおりです。

⑥介護納付金

介護サービスは、利用者負担のほか、国や市町村の公費負担、保険料（第1号被保険者（65歳以上）分、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）分）でまかなわれることになっています。保険料について、第1号被保険者は直接介護保険に納めますが、第2号被保険者は加入している各健康保険の保険者に介護納付金分保険料（税）として納めます。各保険者は、徴収した介護納付金分保険料（税）を介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付します。

介護納付金は7億5,625万8千円で、前年度と比較して1億744万1千円（12.44%）の減となっております。これは、第2号被保険者数の減少に伴うものです。

⑦共同事業拠出金

制度の概要は、歳入の「共同事業交付金」に記載しています。

共同事業拠出金は46億3,758万6千円で、前年度と比較して9,402万1千円(2.07%)の増となっております。これは、拠出対象見込額が増になったことによるものです。

⑧保健事業費

医療保険は、本来、発生した保険事故(疾病、負傷、出産、死亡など)に対する医療給付を基本としていますが、国民健康保険における保健事業は、より積極的な事前の措置として、傷病の発生を未然に防止し、あるいは早期発見により重症化・長期化を防止し、被保険者の健康保持及びその増進を図るため、健康教育、疾病予防、健康診断等の活動を実施するものです。なお、特定健康診査は、全保険者に義務付けられています。

保健事業費は1億4,627万5千円で、前年度と比較して765万円(5.52%)の増となっております。これは、インフルエンザワクチン接種費用の国保会計負担金及び特定健康診査委託料の増によるものです。

⑨基金積立金

基金の運用によって生じた利息を積み立てるものです。歳入の「財産収入」に計上した金額を、この「基金積立金」から基金に積み立てます。

基金積立金は13万8千円で、ほぼ前年度どおりです。

⑩公債費

一般会計からの資金の借入に対して支払う利息です。

公債費は34万9千円で、ほぼ前年度どおりです。

⑪諸支出金

過年度分の保険税の償還金や指定公費の支出金などです。

諸支出金は前年度と同額の1,735万円となっております。

⑫予備費

予算において予定した経費の不足または未計上の経費の必要に備えて、歳出予算に計上する経費です。

予備費は前年度と同額の50万円となっております。

平成 28 年度の取組

【医療費適正化・保健事業の取組】

- レセプト点検の充実
- 柔整被保険者点検の実施
- 医療費通知の実施
- ジェネリック医薬品の利用促進
- 特定健診・特定保健指導の強化
- 生活習慣改善に関する出前講座の実施
- 各種ドック事業の実施
- エイズ予防啓発

【収納率向上の取組】

- コールセンターによる早期電話催告、臨戸訪問による催告
- ペイジーや臨戸訪問による口座振替の促進
- 資格疑義者への届出勧奨、所得未申告者への申告勧奨
- 不現住・居所不明者の実態調査
- 納付困難者への分割相談、減免等
- 財産調査と滞納処分 of 徹底
- 夜間相談窓口の開設
- 誓約書等提出の徹底

個人番号の利用について

個人番号の利用の開始

平成 28 年 1 月から国民健康保険の各手続において、個人番号の記載が必要となりました。平成 29 年には、国や地方公共団体、医療保険者等との情報連携が開始される予定となっており、利用者の利便性が向上し、事務の効率化も図られます。